

## 木造住宅の空き家除却（解体）に対する補助金を交付します。

地震等による空き家の倒壊による事故を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、空き家を除却（解体）する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■募集開始／4月7日（火）から予算額に達するまで、先着順で受け付けします。

### 1. 助成金の額

空き家の除却（解体）費用（消費税を除く）の3分の2に相当する額とし、40万円を限度とする（千円未満切り捨て）。

### 2. 募集件数

40件以上（予算の範囲内）

### 3. 対象者

次のいずれかに該当するもの。

- (1) 空き家の所有者
- (2) 空き家の所有者の相続人

### 4. 対象家屋 ※すべての要件を満たすこと。

- (1) 1ヘクタール以内に10戸以上の建て込んだ区域にある空き家
- (2) 志摩市木造住宅空き家除却（解体）補助金事前申込の結果、耐震性が無いと判断されたもの、または志摩市木造住宅耐震診断等事業の対象となる木造住宅で、耐震診断の結果、評点が0.7未満のもの  
志摩市木造住宅耐震診断等事業の対象となる木造住宅とは、下記のア～オの全てを満たす住宅  
ア. 昭和56年5月31日以前に着工されたもの  
イ. 延べ面積の過半の部分が、住宅の用に供されていたもの  
ウ. 階数が3階以下のもの  
エ. 在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁構法で、丸太組構法の住宅でないもの  
オ. 大臣等の特別な認定を得た工法（プレハブ工法など）による住宅でないもの
- (3) 1年以上、人の住んでいない空き家

※耐震診断が受診できないほど倒壊している場合は、営繕課までご相談ください。

### 5. 対象とならない工事

- (1) 除却（解体）中及び除却（解体）済みの工事
- (2) 志摩市木造住宅耐震補強等事業費補助金の交付を受けたことのある住宅の工事
- (3) 解体後、建材（基礎ブロック、木材等）等が敷地内に残存し、未処分となる工事  
→産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを求めます。  
※原則基礎等を撤去し、敷地をさら地にしていただくことが必要です。
- (4) 市内に本店、支店、営業所を有しない建設業者による工事
- (5) 建設業の許可（土木、建築又は解体工事）又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を有しない業者による工事 ※裏面参考参照

### 6. 申込方法

「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書」へ必要事項を記入し、添付書類とともに営繕課（3階16番窓口）へ直接ご提出ください。（郵送等不可）。

※「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書」は、営繕課窓口または市ホームページから入手できません。

## 7. 留意事項

- (1) 先着順で受付します。
- (2) 業務時間外の申請は受付できません。
- (3) 実績報告書に添付する工事写真については、①着工前②解体作業中③建屋基礎部分等の撤去作業中④工事完了後、の工事一連の写真を撮影してください（写真の未添付がある場合、補助金が交付できなくなることがあります）。

## 8. 申込・問い合わせ先

営繕課 ☎ 44-0306 ☎ 44-5262 ✉ [eizen@city.shima.lg.jp](mailto:eizen@city.shima.lg.jp)

## 参考：解体工事業に必要な許可・登録について

解体工事業を営むには、建設業許可か解体工事業登録のいずれかが必須であり、工事請負金額が500万円以上の工事を行う場合は建設業許可（解体工事）が必要となります。

工事請負金額が500万円未満の解体工事のみを行う場合には、「土木」又は「建築一式」の建設業許可を持っているか、解体工事業の登録が必要です。

登録を受けずに解体工事業を営んだ場合等においては、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課されます。

詳しくは三重県ホームページをご確認ください。